

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する標準業務手順書

日本大学医学部
日本大学医学部附属板橋病院
日本大学病院

第1版（令和3年6月30日制定・施行）

第2版（令和5年6月28日制定，令和5年7月1日施行）

目 次

1 趣旨.....	2
第1章 総則.....	2
2 用語の定義.....	2
3 適用範囲.....	5
第2章 研究者等の責務等.....	6
4 研究者等の基本的責務.....	6
第3章 研究の適正な実施等.....	6
5 研究計画書に関する手続き.....	6
6 研究計画書の記載事項.....	7
7 倫理審査委員会への付議.....	7
8 倫理審査委員会への申請書等.....	8
9 他機関の倫理審査委員会への申請等.....	8
10 学部等の長による許可等.....	8
11 研究の概要の登録.....	9
12 研究の適正な実施の確保.....	9
13 研究終了後の対応.....	9
第4章 インフォームド・コンセント等.....	10
14 インフォームド・コンセントを受ける手続等.....	10
15 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等.....	19
第5章 研究により得られた結果等の取扱い.....	20
16 研究により得られた結果等の説明.....	20
第6章 研究の信頼性確保.....	21
17 研究に係る適切な対応と報告.....	21
18 利益相反の管理.....	21
19 研究に係る試料及び情報等の保管.....	22
20 モニタリング及び監査.....	22
第7章 重篤な有害事象への対応.....	23
21 重篤な有害事象への対応.....	23
第8章 倫理審査委員会.....	23
22 倫理審査委員会の設置等については，別に定める。.....	23
第9章 個人情報等，試料及び死者の試料・情報に係る基本的責務.....	23
23 個人情報等の保護等.....	23
24 個人情報等の適正な取得等.....	24
25 個人情報管理者の設置.....	24
第10章 その他.....	24
26 本手順書の改訂.....	24
附 則.....	24

1 趣旨

本手順書は、文部科学省・厚生労働省・経済産業省策定の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下「生命・医学系指針」という）に基づく、日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程により、日本大学医学部、日本大学医学部附属板橋病院及び日本大学病院（以下「学部等」という）における研究の実施について、次の事項を定めるものである。

- ① 研究者及び研究責任者の責務
- ② 研究責任者が、日本大学医学部長が設置する医学部倫理委員会、日本大学医学部附属板橋病院病院長が設置する医学部附属板橋病院臨床研究倫理審査委員会又は日本大学病院院長が設置する日本大学病院臨床研究審査委員会（以下これらの委員会を総称して「倫理審査委員会」という）に対して研究実施の意見を求める手順
- ③ 研究責任者による研究実施の許可申請の手順
- ④ その他、人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に必要な事項

第1章 総則

2 用語の定義

本手順書における用語の定義は、次のとおりとする。

① 人を対象とする生命科学・医学系研究

人を対象として、次の（１）又は（２）を目的として実施される活動をいう。

（１）次のア、イ、ウ又はエを通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること

ア 傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む）の理解

イ 病態の理解

ウ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証

エ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証

（２）人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること。

② 侵襲

研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。

侵襲のうち、研究対象者の身体又は精神に生じる傷害又は負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

③ 介入

研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む）をいう。

④ 試料

血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体から取得されたものであって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む）をいう。

⑤ 研究に用いられる情報

研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む）をいう。

⑥ 試料・情報

試料及び研究に用いられる情報をいう。

⑦ 既存試料・情報

試料・情報のうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報
- (2) 研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったもの

⑧ 遺伝情報

試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、又は既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。

⑨ 研究対象者

次に掲げるいずれかに該当する者（死者を含む）をいう。

- (1) 研究を実施される者（研究を実施されることを求められた者を含む）
- (2) 研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者

⑩ 研究対象者等

研究対象者に加えて、代諾者等を含めたものをいう。

⑪ 研究機関

研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行われる場合を除く。

⑫ 共同研究機関

研究計画書に基づいて共同して研究が実施される研究機関（当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む）をいう。

⑬ 研究協力機関

研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し（侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う試料の取得は除く）、研究機関に提供のみを行う機関をいう。

⑭ 試料・情報の収集・提供を行う機関

研究機関のうち、試料・情報を研究対象者から取得し、又は他の機関から提供を受けて保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務（以下「収集・提供」という）を実施するものをいう。

なお、「提供」とは、試料・情報が物理的に機関間を移動することを指すのみならず、提供側から自由に利用できる状態に供されたものを利用することもいう。

⑮ 学術研究機関等

個人情報保護法第16条第8項に規定する学術研究機関等をいう。

⑯ 多機関共同研究

一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究をいう。

⑰ 研究者等

研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む）に携わる者をいう。ただし、学部等に所属する者以外であって、次に掲げるいずれかの者は除く。

- (1) 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者
- (2) 既存試料・情報の提供のみを行う者
- (3) 委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者

⑱ 研究責任者

研究の実施に携わるとともに、所属する学部等において当該研究に係る業務を統括する者をいう（多機関共同研究に係る場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。以下同じ）。

⑲ 研究代表者

多機関共同研究を実施する場合に、複数の研究機関の研究責任者を代表する研究責任者をいう。

⑳ 倫理審査委員会

研究の実施又は継続の適否その他研究に関し必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から調査審議するために設置された合議制の機関をいう。

⑳ インフォームド・コンセント

研究の実施又は継続（試料・情報の取扱いを含む）に関する研究対象者等の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む）等について研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。

㉑ 適切な同意

試料・情報の取得及び利用（提供を含む）に関する研究対象者等の同意であって、研究対象者等がその同意について判断するために必要な事項が合理的かつ適切な方法によって明示された上でなされたもの（このうち個人情報等については、個人情報保護法における本人の同意を満たすもの）をいう。

㉒ 代諾者

生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者に対してインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者をいう。

㉓ 代諾者等

代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合にインフォームド・コンセントを与えることができる者を含めたものをいう。

㉔ インフォームド・アセント

インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される研究対象者が、実施又は継続されようとする研究に関して、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明を受け、当該研究を実施又は継続されることを理解し、賛意を表すことをいう。

㉕ 個人情報

個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

㉖ 個人識別符号

個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

㉗ 要配慮個人情報

個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

㉘ 仮名加工情報

個人情報保護法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。

㉙ 匿名加工情報

個人情報保護法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。

㉚ 個人関連情報

個人情報保護法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。

㉛ 個人情報等

個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

㉜ 削除情報等

個人情報保護法第41条第2項に規定する削除情報等をいう。

㉝ 加工方法等情報

個人情報の保護に関する法律施行規則第35条第1号に規定する加工方法等情報をいう。

㉞ 有害事象

実施された研究との因果関係の有無を問わず、研究対象者に生じた全ての好ましくない又は意図しない傷病若しくはその徴候（臨床検査値の異常を含む）をいう。

③⑥ 重篤な有害事象

有害事象のうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 死に至るもの
- (2) 生命を脅かすもの
- (3) 治療のための入院又は入院期間の延長が必要となるもの
- (4) 永続的又は顕著な障害・機能不全に陥るもの
- (5) 子孫に先天異常を来すもの

③⑦ 予測できない重篤な有害事象

重篤な有害事象のうち、研究計画書、インフォームド・コンセントの説明文書等において記載されていないもの又は記載されていてもその性質若しくは重症度が記載内容と一致しないものをいう。

③⑧ モニタリング

研究が適正に行われることを確保するため、研究がどの程度進捗しているか並びに生命・医学系指針及び研究計画書に従って行われているかについて、研究責任者が指定した者に行わせる調査をいう。

③⑨ 監査

研究結果の信頼性を確保するため、研究が生命・医学系指針及び研究計画書に従って行われたかについて、研究責任者が指定した者に行わせる調査をいう。

④⑩ 遺伝カウンセリング

遺伝医学に関する知識及びカウンセリングの技法を用いて、研究対象者等又は研究対象者の血縁者に対して、対話と情報提供を繰り返しながら、遺伝性疾患をめぐり生じ得る医学的又は心理的諸問題の解消又は緩和を目指し、研究対象者等又は研究対象者の血縁者が今後の生活に向けて自らの意思で選択し、行動できるよう支援し、又は援助することをいう。

3 適用範囲

① 適用される研究

本手順書は、学部等により実施される研究を対象とする。ただし、生命・医学系指針以外の法令等の適用範囲に含まれる研究にあつては、当該法令等に規定されていない事項については本手順書の規定により行うものとする。

② 次に掲げる(1)から(3)までのいずれかの研究に該当する場合は、本手順書の対象としない。

- (1) 法令の規定により実施される研究
- (2) 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究
- (3) 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究

ア 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報

イ 個人に関する情報に該当しない既存の情報

ウ 既に作成されている匿名加工情報

③ 死者に係る情報

この指針は、我が国の研究者等により実施され、又は日本国内において実施される人を対象とする生命科学・医学系研究であつて、死者に係る情報を取り扱うものについて準用する。

④ 日本国外において実施される研究

- (1) 学部等の研究者等が日本国外において研究を実施する場合（日本国外の研究機関と共同して研究を実施する場合を含む）は、本手順書に従うとともに、研究が実施される国又は地域の法令等の基準を遵守しなければならない。ただし、本手順書の規定と比較して研究が実施される国又は地域の法令等の基準の規定が厳格な場合には、本手順書の規定に代えて当該研究が実施される国又は地域の法令等の基準の規定により研究を実施するものとする。

- (2) 本手順書の規定が日本国外の研究が実施される国又は地域における法令等の基準の規定より厳

格であり、本手順書の規定により研究を実施することが困難な場合であって、次に掲げる全ての事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴いて学部等の長の許可を得たときには、本手順書の規定に代えて当該研究が実施される国又は地域の法令等の基準の規定により研究を実施することができるものとする。

ア インフォームド・コンセントについて適切な措置が講じられる旨

イ 研究に用いられる個人情報等の保護について適切な措置が講じられる旨

- (3) 日本国外の研究者等に対して我が国から既存試料・情報の提供のみを行う場合は、本手順書を適用し、14及び15の関連する規定を遵守しなければならない。

第2章 研究者等の責務等

4 研究者等の基本的責務

- ① 研究者等は次に掲げる事項について、研究対象者等への配慮を行う。

- (1) 研究者等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。
- (2) 研究者等は、法令、指針等を遵守し、当該研究の実施について倫理審査委員会の審査及び学部等の長の許可を受けた研究計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。
- (3) 研究者等は、研究を実施するに当たっては、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。
- (4) 研究者等は、研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等（以下「相談等」という）に適切かつ迅速に対応しなければならない。
- (5) 研究者等は、研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。
- (6) 研究者等は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者等及び当該地域住民等を対象に、研究の内容及び意義について説明し、研究に対する理解を得るよう努めなければならない。

- ② 教育・研修

研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

第3章 研究の適正な実施等

5 研究計画書に関する手続き

- ① 研究計画書の作成・変更

- (1) 研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更しなければならない。なお、14の⑤(21)に掲げる事項について同意を受けた既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする場合であって、当該同意を受けた範囲内における研究の内容（提供先等を含む）が特定されたときは、当該研究の内容に係る研究計画書の作成又は変更を行わなければならない。
- (2) 研究責任者は、(1)の研究計画書の作成又は変更に当たっては、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう考慮しなければならない。また、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価するとともに、負担及びリスクを最小化する対策を講じなければならない。
- (3) 多機関共同研究を実施する研究責任者は、当該多機関共同研究として実施する研究に係る業務を代表するため、当該研究責任者の中から、研究代表者を選任しなければならない。
- (4) 研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の

役割及び責任を明確にした上で一の研究計画書を作成又は変更しなければならない。

- (5) 研究責任者は、研究に関する業務の一部について委託しようとする場合には、当該委託業務の内容を定めた上で研究計画書を作成又は変更しなければならない。
- (6) 研究責任者は、研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、文書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ）により契約を締結するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (7) 研究責任者は、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって通常の診療を超える医療行為を伴うものを実施しようとする場合には、当該研究に関連して研究対象者に生じた健康被害に対する補償を行うために、あらかじめ、保険への加入その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- (8) 研究責任者は、(4) 及び (5) により共同研究機関又は委託先との間において試料・情報を提供し又は提供を受けようとする場合には、提供に関する記録の作成方法及び保管方法を定めた上で研究計画書を作成しなければならない。

6 研究計画書の記載事項

研究計画書に必要な記載事項は、別に定める「研究計画書作成の手引き」による。

7 倫理審査委員会への付議

- ① 研究責任者は、研究の実施の適否について、倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。意見を聴く委員会は、研究の対象により次の何れか一の倫理審査委員会とする。なお、研究の対象が各倫理審査委員会に渡る場合には、各委員会事務局にて協議の上、一の倫理審査委員会を決定するものとする。

研究の対象	倫理審査委員会
(1) 日本大学医学部附属板橋病院の患者等（試料・情報（既存を含む）を含む）を対象とした研究（ヒトゲノム研究を含む）	医学部附属板橋病院臨床研究倫理審査委員会 (事務局：板橋病院臨床研究センター)
(2) 日本大学病院の患者等（試料・情報（既存を含む）を含む）を対象とした研究（ヒトゲノム研究を含む）	日本大学病院臨床研究審査委員会 (事務局：日本大学病院庶務課)
(3) 上記(1)及び(2)以外の人を対象とする生命科学・医学系研究	医学部倫理委員会 (事務局：医学部研究事務課)

- ② 研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。ただし、研究代表者が学部等の所属でなく、他の研究機関等が設置する倫理審査委員会に審査を申請している場合は、上表の倫理審査委員会への申請を要しない。
- ③ 研究責任者は、倫理審査委員会に意見を聴いた後に、後掲10の規定により、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類、その他学部等の長が求める書類を学部等の長に提出し、当該学部等における当該研究の実施について、許可を受けなければならない。
- ④ ①から③までの規定にかかわらず、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断される場合には、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴く前に学部等の長の許可のみをもって研究を実施することができる。この場合において、研究責任者は、許可後遅滞なく倫理審査委員会の意見を聴くものとし、倫理審査委員会が研究の停止若しくは中止又は研究計画書の変更をすべきである旨の意見を述べたときは、当該意見を尊重し、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更するなど適切な対応をとらなければならない。

- ⑤ 研究責任者は、多機関共同研究について、②のただし書きによらず上表の倫理審査委員会の意見を聴くことができる。この場合には、共同研究機関における研究の実施の許可、他の倫理審査委員会における審査結果及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必要な情報についても当該倫理審査委員会へ提供しなければならない。

8 倫理審査委員会への申請書等

研究倫理審査の申請にあたり、研究責任者は、以下の書類を当該倫理審査委員会の事務局に提出しなければならない（ただし、多機関共同研究において、他機関が主機関となって他の研究機関等が設置する倫理審査委員会に申請する場合を除く）。

書類	備考
(書式1) 研究倫理審査 申請書 必要に応じて書式1に添付 様式1-1 他の研究機関への試料・情報の提供に関する(申請・報告)書 様式1-2 日本国外にある機関への試料・情報の提供に関する(申請・報告)書 様式2 他の研究機関への試料・情報の提供に関する記録 研究機関要件確認書	新規申請の場合 日本国内の他の研究機関への試料・情報の提供する場合 日本国外の他の研究機関への試料・情報の提供する場合 他の研究機関への試料・情報の提供する場合 多機関共同研究にあつて、7①に定めるいずれかの倫理審査委員会に一括した審査を求める場合
(書式2) 研究実施状況報告書	定期報告
(書式3) 研究変更申請書(変更一覧表)	変更申請の場合
(書式4) 研究における重篤な有害事象に関する報告書	「人を対象とする生命科学・医学系研究における重篤な有害事象の取扱いに関する標準業務手順書」を参照
(書式5) 研究終了(中止)報告書	研究終了又は中止の場合
研究計画書	必須
変更一覧表	研究計画書の変更の場合必須
研究実施にあつての同意説明文書	必要に応じて
研究実施にあつての同意書	必要に応じて
研究に関する情報公開	必要に応じて

9 他機関の倫理審査委員会への申請等

他機関共同研究等において、他機関が設置する倫理審査委員会での一括審査にあたり、当該他機関の倫理審査委員会の定める審査依頼書等の作成が必要な場合は、研究責任者は、当該書類一式を添えて、事務局に問い合わせるものとする。

10 学部等の長による許可等

- ① 研究責任者は、倫理審査委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類、その他学部等の長が求める書類を添えて、別に定める「研究の実施許可願書」をもって、審査を行った倫理審査委員会を設置する学部等の長に当該研究機関における当該研究の実施の申請をし、許可を受けなければならない。
- ② 多機関共同研究において、一括した審査を行った場合、研究代表者から当該審査結果等を受け取

った学部等の研究責任者は、それをもって当該学部等の長に研究の実施を、別に定める「研究の実施許可願書」及び「研究における責任・分担者リスト及び倫理教育チェックリスト」をもって申請し、許可を受けなければならない。

- ③ 学部等の長は研究の実施の許可又は不許可を検討し、書面により研究責任者に通知する。当該研究計画書の変更が生じた場合も同様とする。
- ④ 学部等の長は、当該学部等において行われている研究の継続に影響を与えると考えられる事実を知り、又は情報を得た場合には、必要に応じて速やかに、研究の停止、原因の究明等の適切な対応をとらなければならない。
- ⑤ 学部等の長は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう若しくはそのおそれのある事実を知り、又は情報を得た場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、学長へ報告しなければならない。
- ⑥ 学部等の長による許可の手順等の詳細は、別に定める「生命科学・医学系指針における研究の実施許可及び報告の手順」による。

11 研究の概要の登録

- ① 研究責任者は、介入を行う研究について、厚生労働省が整備するデータベース（Japan Registry of Clinical Trials: jRCT）等の公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新しなければならない。また、それ以外の研究についても当該研究の概要をその研究の実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新するよう努めなければならない。
- ② ①の登録において、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、倫理審査委員会の意見を受けて学部等の長が許可したものについては、この限りでない。

12 研究の適正な実施の確保

- ① 研究責任者は、研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。
- ② 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。詳細は、後掲21に定める「重篤な有害事象への対応」による。

13 研究終了後の対応

- ① 研究責任者は、研究を終了（中止の場合を含む。以下同じ）したときは、その旨及び研究結果の概要を文書又は電磁的方法により遅滞なく前掲8に定める書式5により倫理審査委員会及び学部等の長に報告しなければならない。
- ② 研究責任者は、研究を終了したときは、遅滞なく、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、当該研究の結果を公表しなければならない。また、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものについて、結果の最終の公表を行ったときは、遅滞なく学部等の長へ報告しなければならない。
- ③ 研究責任者は、介入を行う研究を終了したときは、前掲11①で当該研究の概要を登録した公開データベースに遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。また、それ以外の研究についても当該研究の結果の登録に努めなければならない。
- ④ 研究責任者は、通常の診療を超える医療行為を伴う研究を実施した場合には、当該研究を終了した後においても、研究対象者が当該研究の結果により得られた最善の予防、診断及び治療を受けることができるよう努めなければならない。

第4章 インフォームド・コンセント等

14 インフォームド・コンセントを受ける手続等

① インフォームド・コンセントを受ける手続等

研究者等が研究を実施しようとするとき又は既存試料・情報の提供のみを行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、当該研究の実施について学部等の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、(1)から(5)までの手続に従って、原則として、別に定める「研究実施にあたっての同意説明文書作成手引き」及び「研究実施にあたっての同意書」により、あらかじめインフォームド・コンセントを受けるとともに、外国（個人情報保護委員会が個人情報保護法施行規則第15条第1項各号のいずれにも該当する外国として定めるものを除く。以下同じ）にある者に提供する場合にあつては、(1)、(3)又は(4)の手続によるほか、(6)の手続に従わなければならない。ただし、法令の規定により既存試料・情報を提供する場合又は既存試料・情報の提供を受ける場合については、この限りでない。

(1) 新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合

研究者等は、次のア又はイの手続を行わなければならない。

なお、研究者等は、研究協力機関を介して当該研究のために新たに試料・情報を取得する場合においても、自らア又はイの手続を行う必要がある。また、研究協力機関においては、当該手続が行われていることを確認しなければならない。

ア 侵襲を伴う研究

研究者等は、⑤の規定による説明事項を記載した文書により、インフォームド・コンセントを受けなければならない。

イ 侵襲を伴わない研究

a 介入を行う研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、⑤の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。

b 介入を行わない研究

i 試料を用いる研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、⑤の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。

ii 試料を用いない研究

1) 要配慮個人情報を取得する場合

研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、原則として研究対象者等の適切な同意を受けなければならない。ただし、研究が実施又は継続されることについて研究対象者等が拒否できる機会が保障される場合であつて、⑧(1)アからウまでに掲げる要件を満たし、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、⑧(2)の規定による適切な措置を講ずることによって、要配慮個人情報を取得し、利用することができる。

a) 学術研究機関等に該当する研究機関が学術研究目的で当該要配慮個人情報を取得する必要がある場合であつて、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合

b) 研究機関が当該要配慮個人情報を取得して研究を実施しようとすることに特段の理由がある場合で、研究対象者等からインフォームド・コンセント及び適切な同意を受

けることが困難である場合

2) 1) 以外の場合

研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセント及び適切な同意を受けることを要しないが、インフォームド・コンセント及び適切な同意のいずれも受けない場合には、当該研究の実施について、⑥(1)から(11)までの事項を研究対象者等に通知し、又は又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない(ただし、研究に用いられる情報(要配慮個人情報を除く)を共同研究機関へ提供する場合は(3)イを準用する)。

(2) 自らの学部等において保有している既存試料・情報を研究に用いる場合

研究者等は、それぞれ次のア又はイの手続を行わなければならない。

ア 試料を用いる研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、⑤の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、次に掲げる a から d までのいずれかの場合に該当するときには、当該手続を行うことを要しない。

- a 当該既存試料・情報の全てが次に掲げるいずれかの要件に該当するとき
 - i 当該既存試料が、既に特定の個人を識別することができない状態にあるときは、当該既存試料を用いることにより個人情報が取得されることがないこと
 - ii 当該研究に用いられる情報が、仮名加工情報(既に作成されているものに限る。)であること
 - iii 当該研究に用いられる情報が、匿名加工情報であること
 - iv 当該研究に用いられる情報が、個人関連情報であること
- b aに該当せず、かつ、インフォームド・コンセントを受けることが困難な場合であって、次に掲げる i 又は ii のいずれかの要件を満たしているとき
 - i 研究対象者等に⑥(1)から(3)まで及び(7)から(10)までの事項を通知した上で適切な同意を受けているとき
 - ii 当該既存試料・情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に係る研究対象者等の同意のみが与えられているときであって、次に掲げる全ての要件を満たしているとき
 - 1) 当該研究の実施について、⑥(1)から(3)まで、(7)及び(8)の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
 - 2) その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること
- c aに該当せず、かつ、当該既存試料・情報の取得時に⑤(21)に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき
- d a から c までのいずれにも該当せず、かつ、次に掲げる i から iii までの全ての要件を満たしているとき
 - i 当該既存試料を用いなければ研究の実施が困難である場合であって、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること
 - 1) 学術研究機関等に該当する研究機関が学術研究目的で当該研究に用いられる情報を取り扱う必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

- 2) 当該研究を実施しようとすることに特段の理由がある場合であって、研究対象者等からインフォームド・コンセント及び適切な同意を受けることが困難であること
- ii 当該研究の実施について、⑥(1)から(3)まで及び(7)から(10)までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること。
- iii 当該研究が又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

イ 試料を用いない研究

研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しない。ただし、インフォームド・コンセントを受けない場合には、次に掲げる a から d までのいずれかの場合に該当していなければならない。

- a 当該研究に用いられる情報が仮名加工情報（既に作成されているものに限る。）、匿名加工情報又は個人関連情報であること。
- b a に該当せず、かつ、当該研究に用いられる情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に係る研究対象者等の同意のみが与えられている場合にあつて、次に掲げる全ての要件を満たしていること
 - i 当該研究の実施について、⑥(1)から(3)まで、(7)及び(8)の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
 - ii その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること
- c a に該当せず、かつ、当該研究に用いる情報の取得時に⑤(21)に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合にあつては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障していること
- d a から c までのいずれにも該当せず、かつ、研究対象者等に⑥(1)から(3)まで及び(7)から(10)までの事項を通知した上で適切な同意を受けていること又は次に掲げる i から iii までの全ての要件を満たしていること
 - i 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること
 - 1) 学術研究機関等に該当する研究機関が学術研究目的で当該研究に用いられる情報を取り扱う必要がある場合であつて、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
 - 2) 当該研究を実施しようとすることに特段の理由がある場合であつて、研究対象者等から適切な同意を受けることが困難であること
 - ii 当該研究の実施について、⑥(1)から(3)まで及び(7)から(10)までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること。
 - iii 研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

(3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合

他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、次のア又はイの手続を行わなければならない。

ア 既存の試料及び要配慮個人情報を提供しようとする場合

必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、⑤の規定による説明事項（当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供する旨を含む。）について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であつて、次に掲げる a から c までのいずれかの場合に該当

するときは、当該手続を行うことを要しない。

- a 既存試料のみを提供し、かつ、当該既存試料を特定の個人を識別することができない状態で提供する場合であって、当該既存試料の提供先となる研究機関において当該既存試料を用いることにより個人情報取得されることがないとき
- b aに該当せず、かつ、当該既存の試料及び要配慮個人情報の取得時に⑤(21)に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容(提供先等を含む。)が特定された場合にあつては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき
- c a又はbに該当せず、かつ、当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供することについて、研究対象者等に⑥(1)から(6)まで及び(9)から(11)までの事項を通知した上で適切な同意を受けているとき又は次に掲げるiからiiiまでの全ての要件を満たしているとき
 - i 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること(既存試料を提供する必要がある場合にあつては、当該既存試料を用いなければ研究の実施が困難である場合に限る。)
 - 1) 学術研究機関等に該当する研究機関が当該既存の試料及び要配慮個人情報を学術研究目的で共同研究機関に提供する必要がある場合であつて、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
 - 2) 学術研究機関等に該当する研究機関に当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供しようとする場合であつて、当該研究機関が学術研究目的で取り扱う必要があり、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
 - 3) 当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供することに特段の理由がある場合であつて、研究対象者等から適切な同意を受けることが困難であること
 - ii 当該既存の試料及び要配慮個人情報を他の研究機関へ提供することについて、⑥(1)から(6)まで及び(9)から(11)までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
 - iii 当該既存の試料及び要配慮個人情報が提供されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

イ ア以外の場合

研究に用いられる情報(要配慮個人情報を除く)の提供を行うときは、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には原則として適切な同意を受けなければならない。ただし、次のaからdまでのいずれかの要件に該当するときは、当該手続を行うことを要しない。

- a 当該研究に用いられる情報が、個人関連情報である場合であつて、次に掲げるi又はiiのいずれかの場合に該当するとき
 - i 提供先となる研究機関が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定されないとき
 - ii 提供先となる研究機関が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合であつて、次に掲げる1)又は2)のいずれかの場合に該当するとき
 - 1) アc i 1)から3)までの規定中「試料及び要配慮個人情報」とあるのを、「個人関連情報」と読み替えた場合におけるアc i 1)から3)までに掲げるいずれかを満たしていること
 - 2) 提供先となる研究機関において研究対象者等の適切な同意が得られていることを当該研究に用いられる情報の提供を行う者が確認していること
- b 適切な同意を受けることが困難な場合であつて、当該研究に用いられる情報が匿名加工情報であるとき

c a又はbに該当せず、かつ、当該研究に用いられる情報の取得時に⑤(21)に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容(提供先等を含む。)が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき

d aからcまでのいずれにも該当せず、かつ、適切な同意を受けることが困難な場合であって、アc iからiiiまでの規定中「試料及び要配慮個人情報」とあるのを、「研究に用いられる情報」と読み替えた場合におけるアc iからiiiまでに掲げる全ての要件を満たしているとき

(4) 既存試料・情報の提供のみを行う者等の手続

既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3)の手続に加えて、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3)アa又はイa i, ii 1)若しくはbにより既存試料・情報の提供を行う場合、その提供について「他の研究機関への試料・情報の提供に関する届出書」を所属する学部等の長に報告すること

イ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3)アb若しくはc又はイa ii 1), c若しくはdにより既存試料・情報を提供しようとするときは、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供のみを行う学部等の長の許可を得ていること。

ウ 既存試料・情報の提供のみを行う者が(3)アb若しくはc又はイc若しくはdにより既存試料・情報の提供を行う場合には、所属機関の長は、当該既存試料・情報の提供に関する情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かれることを確保すること

(5) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合

(3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合、研究者等は、次のア及びイの手続を行わなければならない。

ア 研究者等は、次に掲げる全ての事項を確認すること。

a 当該既存試料・情報に関するインフォームド・コンセントの内容又は(3)の規定による当該既存試料・情報の提供に当たって講じた措置の内容

b 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関の名称、住所及びその長の氏名

c 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該既存試料・情報の取得の経緯

イ 既存試料・情報の提供を受ける場合((3)アa又はイa i若しくはbに該当する場合を除く)であって、次に掲げる要件を満たしていること

a (3)イa iiに該当することにより、既存の個人関連情報の提供を受けて研究しようとする場合には、(2)イの規定に準じた手続を行うこと。

b (3)アb若しくはc又はイc若しくはdに該当することにより、特定の個人を識別することができる既存試料・情報の提供を受けて研究しようとする場合には、⑥(1)から(3)まで及び(7)から(10)までの事項を研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、かつ研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

(6) 外国にある者へ試料・情報を提供する場合の取扱い

ア 外国にある者(個人情報保護法施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下ア及びイにおいて同じ。)に対し、試料・情報を提供する場合(当該試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国にある者に委託する場合を含む)は、当該者に対し試料・情報を提供することについて、あらかじめ、イに掲げる全ての情報を当該研究対象者等に提供した上で、研究対象者等の適切な同意を受けなければならない。ただし、次に掲げるaからcまでのいずれかの場合に該当するときは、この限りでない

- a 提供する試料・情報の全てが次に掲げる i 又は ii のいずれかの場合に該当するとき
 - i 当該試料・情報（ii に該当する研究に用いられる情報を除く）の全てが次に掲げるいずれかの要件に該当し、当該試料・情報の提供について、当該試料・情報の提供を行う学部等の長に報告すること
 - 1) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする試料が特定の個人を識別することができない状態にあり、提供先となる研究機関において当該試料を用いることにより個人情報が取得されることがないこと
 - 2) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする研究に用いられる情報が匿名加工情報であること
 - 3) 提供しようとする研究に用いられる情報が、個人関連情報（提供先となる研究機関が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合を除く。）であること
 - ii 提供しようとする研究に用いられる情報が個人関連情報（提供先となる研究機関が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当し又は提供先となる研究機関において同意が得られていることを当該個人関連情報の提供を行う者が確認し、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、当該個人関連情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること
 - 1) 学術研究機関等に該当する研究機関が当該個人関連情報を学術研究目的で共同研究機関である外国にある者に提供する必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
 - 2) 学術研究機関等に該当する外国にある者に当該個人関連情報を提供する場合であって、提供先となる研究機関が学術研究目的で取り扱う必要があり、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
 - 3) 当該個人関連情報を提供することに特段の理由がある場合であって、提供先となる研究機関において研究対象者等の適切な同意を取得することが困難であること
- b (1) イ b ii 1) ただし書きの規定により要配慮個人情報を新たに取得して、当該要配慮個人情報を外国にある者に提供する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たしていることについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で、試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ているとき
 - i 適切な同意を受けることが困難であること
 - ii a ii 1) から 3) までの規定中「個人関連情報」とあるのを、「要配慮個人情報」と読み替えた場合に、a ii 1) から 3) までに掲げるいずれかの要件に該当すること
 - iii ⑧(1) に掲げる要件を全て満たし、⑧(2) の規定による適切な措置を講ずること
 - iv イに掲げる全ての情報を研究対象者等に提供すること
- c 適切な同意を受けることが困難な場合であって、a 又は b に該当しないときに、次に掲げる全ての要件を満たしていることについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で、試料・情報の提供を行う学部等の長の許可を得ているとき
 - i a ii 1) から 3) までの規定中「個人関連情報」と（新設）あるのを、「試料・情報」と読み替えた場合に a ii 1) から 3) までに掲げるいずれかの要件を満たしていること
 - ii 当該研究の実施及び当該試料・情報の外国にある者への提供について、あらかじめ、イに掲げる全ての情報並びに⑥(1) から(6)まで、(9) から(10)の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること。
 - iii 当該試料・情報が提供されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

イ 外国にある者に対し、試料・情報を提供する者が、アの規定において、研究対象者等に提供しなければならない情報は以下のとおりとする。

a 当該外国の名称

b 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

c 当該者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

ウ 外国にある者（個人情報保護法施行規則第 16 条に定める基準に適合する体制を整備している者に限る）に対し、試料・情報を提供する者は、研究対象者等の適切な同意を受けずに当該者に試料・情報を提供した場合には、個人情報の取扱いについて、個人情報保護法第 28 条第 3 項で求めている必要な措置を講ずるとともに、研究対象者等の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該研究対象者等に提供しなければならない。

② 電磁的方法によるインフォームド・コンセントの取得

研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者は、次に掲げる全ての事項に配慮した上で、①における文書によるインフォームド・コンセントに代えて、電磁的方法によりインフォームド・コンセントを受けることができる。

(1) 研究対象者等に対し、本人確認を適切に行うこと

(2) 研究対象者等が説明内容に関する質問をする機会を確保し、かつ、当該質問に十分に答えること

(3) インフォームド・コンセントを受けた後も⑤の規定による説明事項を含めた同意事項を容易に閲覧できるようにし、特に研究対象者等が求める場合には文書を交付すること

③ 試料・情報の提供に関する記録

(1) 試料・情報の提供を行う場合

研究責任者又は試料・情報の提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から 3 年を経過した日までの期間保管しなければならない。なお、研究協力機関においては、試料・情報の提供のみを行う者は、その提供について、当該研究協力機関の長に報告しなければならない。

(2) 試料・情報の提供を受ける場合

他の研究機関等から試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。

研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日までの期間保管しなければならない。

④ 研究計画書の変更

研究者等は、研究計画書を変更して研究を実施しようとする場合には、変更箇所について、原則として改めて①の規定によるインフォームド・コンセントの手続等を行わなければならない。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて学部等の長の許可を受けた場合には、当該許可に係る変更箇所については、この限りでない。

⑤ 説明事項

インフォームド・コンセントを受ける際に研究対象者等に対し説明すべき事項は、原則として以下のとおりとし、詳細は別に定める「研究実施にあたっての同意説明文書作成手引き」及び「研究実施にあたっての同意書」によるものとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて学部等の長が許可した事項については、この限りでない。

(1) 研究の名称及び当該研究の実施について学部等の長の許可を受けている旨

(2) 当該研究対象者に係る研究協力機関の名称、既存試料・情報の提供のみを行う者の氏名及び所属する機関の名称並びに全ての研究責任者の氏名及び研究機関の名称

- (3) 研究の目的及び意義
 - (4) 研究の方法（研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間
 - (5) 研究対象者として選定された理由
 - (6) 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益
 - (7) 研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても随時これを撤回できる旨（研究対象者等からの撤回の内容に従った措置を講ずることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由を含む。）
 - (8) 研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨
 - (9) 研究に関する情報公開の方法
 - (10) 研究対象者等の求めに応じて、他の研究対象者等の個人情報等の保護及び当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できる旨並びにその入手又は閲覧の方法
 - (11) 個人情報等の取扱い（加工する場合にはその方法、仮名加工情報又は匿名加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）
 - (12) 試料・情報の保管及び廃棄の方法
 - (13) 研究の資金源その他の研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益その他の研究者等の研究に係る利益相反に関する状況
 - (14) 研究により得られた結果等の取扱い
 - (15) 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応（遺伝カウンセリングを含む。）
 - (16) 外国にある者に対して試料・情報を提供する場合には、①（6）イに規定する情報
 - (17) 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
 - (18) 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、他の治療方法等に関する事項
 - (19) 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応
 - (20) 侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容
 - (21) 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供される可能性がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法
 - (22) 侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うもの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者並びに倫理審査委員会が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する試料・情報を閲覧する旨
- ⑥ 研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき事項
- ①の規定において、研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき事項は以下のとおりとする。また、原則として、公開にあたっては別に定める「研究に関する情報公開」によるものとする。
- (1) 試料・情報の利用目的及び利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法を含む。）
 - (2) 利用し、又は提供する試料・情報の項目
 - (3) 利用又は提供を開始する予定日
 - (4) 試料・情報の提供を行う機関の名称及びその長の氏名
 - (5) 提供する試料・情報の取得の方法
 - (6) 提供する試料・情報を用いる研究に係る研究責任者（多機関共同研究にあつては、研究代表者）の氏名及び当該者が所属する研究機関の名称

- (7) 利用する者の範囲
- (8) 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
- (9) 研究対象者等の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用又は他の研究機関への提供を停止する旨
- (10) (9) の研究対象者等の求めを受け付ける方法
- (11) 外国にある者に対して試料・情報を提供する場合には、①(6)イに規定する情報

⑦ 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究の取扱い

研究者等は、あらかじめ研究計画書に定めるところにより、次に掲げる全ての要件に該当すると判断したときは、研究対象者等の同意を受けずに研究を実施することができる。

ただし、当該研究を実施した場合には、速やかに、⑤の規定による説明事項を記載した文書又は電磁的方法によりインフォームド・コンセントの手続を行わなければならない。

- (1) 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じていること
- (2) 介入を行う研究の場合には、通常の診療では十分な効果が期待できず、研究の実施により研究対象者の生命の危機が回避できる可能性が十分にあると認められること
- (3) 研究の実施に伴って研究対象者に生じる負担及びリスクが必要最小限のものであること
- (4) 代諾者又は代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと

⑧ インフォームド・コンセントの手続等の簡略化

①又は④の規定において、次の(1)アからエまでに掲げる要件を全て満たし、(2)アからウまでに掲げる措置を講ずる場合には、①又は④の規定に基づきインフォームド・コンセントの手続等の簡略化を行うことができる。

(1) 研究者等は、次に掲げる全ての要件に該当する研究を実施しようとする場合には、当該研究の実施について学部等の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、①及び④に規定されているとおり手続の一部を簡略化することができる。

- ア 研究の実施に侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴わないこと
- イ ①及び④の規定による手続を簡略化することが、研究対象者の不利益とならないこと
- ウ ①及び④の規定による手続を簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること
- エ 社会的に重要性が高い研究と認められるものであること（①(6)アbに基づき外国にある者へ試料・情報を提供する場合に限る）

(2) 研究者等は、(1)の規定により①及び④の規定による手続が簡略化される場合には、次に掲げるもののうち適切な措置を講じなければならない。

- ア 研究対象者等が含まれる集団に対し、試料・情報の収集及び利用の目的及び内容（方法を含む。）について広報すること。
- イ 研究対象者等に対し、速やかに、事後的説明（集団に対するものを含む。）を行うこと。
- ウ 長期間にわたって継続的に試料・情報が取得され、又は利用される場合には、社会に対し、その実情を当該試料・情報の取得又は利用の目的及び方法を含めて広報し、社会に周知されるよう努めること

⑨ 同意の撤回等

研究者等は、研究対象者等から次に掲げるいずれかに該当する同意の撤回又は拒否があった場合には、遅滞なく、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講ずるとともに、その旨を当該研究対象者等に説明しなければならない。ただし、当該措置を講じることが困難な場合であって、当該措置を講じないことについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で学部等の長が許可したときは、この限りでない。この場合において、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じない旨及びその理由について、研究者等が研究対象者等に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 研究が実施又は継続されることに関して与えた同意の全部又は一部の撤回

- (2) 研究について通知され、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かれた情報に基づく、当該研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否（13の①（1）イ a ii の拒否を含む。）
- (3) ⑦の規定によるインフォームド・コンセントの手続における、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否
- (4) 代諾者が同意を与えた研究について、研究対象者からのインフォームド・コンセントの手続における、当該研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否

15 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等

① 代諾の要件等

- (1) 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、14の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
 - ア 研究計画書に次に掲げる全ての事項が記載されていること。
 - a 代諾者等の選定方針
 - b 代諾者等への説明事項（イ a 又は b に該当する者を研究対象者とする場合には、当該者を研究対象者とする必要がある理由を含む。）
 - イ 研究対象者が次に掲げる a から c までのいずれかの場合に該当していること
 - a 未成年者であること。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断される場合であって、次に掲げる全ての事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴き、学部等の長の許可を受けたときは、代諾者ではなく当該研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるものとする
 - i 研究の実施に侵襲を伴わない旨
 - ii 研究の目的及び試料・情報の取扱いを含む研究の実施についての情報を親権者又は未成年後見人等が容易に知り得る状態に置き、当該研究が実施又は継続されることについて、当該者が拒否できる機会を保障する旨
 - b 成年であって、インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される者であること
 - c 死者であること。ただし、研究を実施されることが、その生前における明示的な意思に反している場合を除く
- (2) 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、14の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、(1)ア a の選定方針に従って代諾者等を選定し、当該代諾者等に対して、14の⑤の規定による説明事項に加えて(1)ア b に規定する説明事項を説明しなければならない。
- (3) 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断されるときには、当該研究対象者からもインフォームド・コンセントを受けなければならない。

② インフォームド・アセントを得る場合の手続等

- (1) 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が研究を実施されることについて自らの意向を表すことができる判断されるときには、インフォームド・アセントを得るよう努めなければならない。ただし、①（3）の規定により研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるときは、この限りでない。

- (2) 研究責任者は、(1)の規定によるインフォームド・アセントの手続を行うことが予測される研究を実施しようとする場合には、あらかじめ研究対象者への説明事項及び説明方法を研究計画書に記載しなければならない。
- (3) 研究者等及び既存試料・情報の提供のみを行う者は、(1)の規定によるインフォームド・アセントの手続において、研究対象者が、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否の意向を表した場合には、その意向を尊重するよう努めなければならない。
- ただし、当該研究を実施又は継続することにより研究対象者に直接の健康上の利益が期待され、かつ、代諾者がそれに同意するときは、この限りでない。

第5章 研究により得られた結果等の取扱い

16 研究により得られた結果等の説明

① 研究により得られた結果等の説明に係る手続等

- (1) 研究責任者は、実施しようとする研究及び当該研究により得られる結果等の特性を踏まえ、当該研究により得られる結果等の研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない。当該方針を定める際には、次に掲げる全ての事項について考慮する必要がある。
- ア 当該結果等が研究対象者の健康状態等を評価するための情報として、その精度や確実性が十分であるか
- イ 当該結果等が研究対象者の健康等にとって重要な事実であるか
- ウ 当該結果等の説明が研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす可能性があるか
- (2) 研究者等は、研究対象者等からインフォームド・コンセントを受ける際には、(1)における研究により得られた結果等の説明に関する方針を説明し、理解を得なければならない。その上で、研究対象者等が当該研究により得られた結果等の説明を希望しない場合には、その意思を尊重しなければならない。ただし、研究者等は、研究対象者等が研究により得られた結果等の説明を希望していない場合であっても、その結果等が研究対象者、研究対象者の血縁者等の生命に重大な影響を与えることが判明し、かつ、有効な対処方法があるときは、研究責任者に報告しなければならない。
- (3) 研究責任者は、(2)の規定により報告を受けた場合には、研究対象者等への説明に関して、説明の可否、方法及び内容について次の観点を含めて考慮し、倫理審査委員会の意見を求めなければならない。
- ア 研究対象者及び研究対象者の血縁者等の生命に及ぼす影響
- イ 有効な治療法の有無と研究対象者の健康状態
- ウ 研究対象者の血縁者等が同一の疾患等に罹患している可能性
- エ インフォームド・コンセントに際しての研究結果等の説明に関する内容
- (4) 研究者等は、(3)における倫理審査委員会の意見を踏まえ、研究対象者等に対し、十分な説明を行った上で、当該研究対象者等の意向を確認し、なお説明を希望しない場合には、説明してはならない。
- (5) 研究者等は、研究対象者等の同意がない場合には、研究対象者の研究により得られた結果等を研究対象者等以外の人に対し、原則として説明してはならない。ただし、研究対象者の血縁者等が、研究により得られた結果等の説明を希望する場合であって、研究責任者が、その説明を求める理由と必要性を踏まえ説明することの可否について倫理審査委員会の意見を聴いた上で、必要と判断したときはこの限りでない。

② 研究に係る相談実施体制等

研究責任者は、研究により得られた結果等を取り扱う場合、その結果等の特性を踏まえ、医学的又は精神的な影響等を十分考慮し、研究対象者等が当該研究に係る相談を適宜行うことができる体制を整備しなければならない。また、研究責任者は、体制を整備する中で診療を担当する医師と緊密な連

携を行うことが重要であり、遺伝情報を取り扱う場合にあっては、遺伝カウンセリングを実施する者や遺伝医療の専門家との連携が確保できるよう努めなければならない。

第6章 研究の信頼性確保

17 研究に係る適切な対応と報告

① 研究の倫理的妥当性及び科学的合理性の確保等

- (1) 研究者等は、研究の倫理的妥当性又は科学的合理性を損なう又はそのおそれがある事実を知り又は情報を得た場合（(2)に該当する場合を除く）には、速やかに研究責任者に報告しなければならない。
- (2) 研究者等は、研究の実施の適正性又は研究結果の信頼を損なう又はそのおそれがある事実を知り、又は情報を得た場合には、速やかに研究責任者又は学部等の長に報告しなければならない。
- (3) 研究者等は、研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学部等の長及び研究責任者に報告しなければならない。

② 研究の進捗状況の管理・監督及び有害事象等の把握・報告

- (1) 研究責任者は、研究の実施に係る必要な情報を取得するなど、研究の適正な実施及び研究結果の信頼性の確保に努めなければならない。
- (2) 研究責任者は、①(1)による報告を受けた場合であって、研究の継続に影響を与えると考えられるものを得た場合（(3)に該当する場合を除く）には、遅滞なく、学部等の長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。
- (3) 研究責任者は、①(2)又は(3)による報告を受けた場合には、速やかに学部等の長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。
- (4) 研究責任者は、研究の実施において、当該研究により期待される利益よりも予測されるリスクが高いと判断される場合又は当該研究により十分な成果が得られた若しくは十分な成果が得られないと判断される場合には、当該研究を中止しなければならない。
- (5) 研究責任者は、研究計画書に定めるところにより、研究の進捗状況及び研究の実施に伴う有害事象の発生状況を倫理審査委員会及び学部等の長に報告しなければならない。
- (6) 研究責任者は、多機関共同研究を実施する場合には、共同研究機関の研究責任者に対し、当該研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。
- (7) 学部等の長は、①(2)若しくは(3)又は②(2)若しくは(3)の規定による報告を受けた場合には、必要に応じて、倫理審査委員会の意見を聴き、速やかに研究の中止、原因究明等の適切な対応を取るとともに学長に報告しなければならない。この場合、倫理審査委員会が意見を述べる前においては、必要に応じ、研究責任者に対し、研究の停止又は暫定的な措置を講ずるよう指示しなければならない。

③ 大臣への報告等

- (1) 学長は、実施している又は過去に実施した研究について、学部等の長の報告に基づき、生命・医学系指針に適合していないことを知った場合には、速やかに日本大学研究委員会の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を文部科学大臣及び厚生労働大臣（以下「大臣」という）に報告し、公表しなければならない。
- (2) 学長は、研究が生命・医学系指針に適合していることについて、大臣又はその委託を受けた者が実施する調査に協力しなければならない。

18 利益相反の管理

- ① 研究者等は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

- ② 研究責任者は、医薬品又は医療機器の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反に関する状況を把握し、研究計画書に記載しなければならない。
- ③ 研究者等は、②の規定により研究計画書に記載された利益相反に関する状況を、インフォームド・コンセントを受ける手続において研究対象者等に説明しなければならない。

19 研究に係る試料及び情報等の保管

- ① 研究者等は、研究に用いられる情報及び試料・情報に係る資料（試料・情報の提供に関する記録を含む。以下「情報等」という）を正確なものにしなければならない。
- ② 研究責任者は、試料及び情報等を保管するときは、別に定める「試料及び情報等の保管並びに安全管理に関する手順書」（以下「情報等・安全管理手順書」という）に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、試料及び情報等の漏えい、混交、盗難又は紛失等が起こらないよう必要な管理（以下「安全管理」という）を行わなければならない。
- ③ 学部等の長は、情報等・安全管理手順書に従って、当該学部等の長が実施を許可した研究に係る人体から取得された試料及び情報等が適切に保管され、安全管理がなされるよう必要な監督を行わなければならない。
- ④ 研究責任者は、情報等・安全管理手順書に従って、②の規定による管理の状況について学部等の長へ報告しなければならない。
- ⑤ 学部等の長は、当該学部等において保管する情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならない。侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、仮名加工情報及び削除情報等（個人情報保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元できるものに限る）並びに匿名加工情報及び加工方法等情報の保管（削除情報等又は加工方法等情報については、これらの情報を破棄する場合を除く）についても同様とする。
- ⑥ 学部等の長は、試料及び情報等を廃棄する場合には、特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置が講じられるよう必要な監督を行わなければならない。

20 モニタリング及び監査

- ① 研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならない。侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、当該研究の実施について学部等の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。
- ② 研究責任者は、当該研究の実施について学部等の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより適切にモニタリング及び監査が行われるよう、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者に対して必要な指導・管理を行わなければならない。
- ③ 研究責任者は、監査の対象となる研究の実施に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。
- ④ モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならない。また、監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任者及び学部等の長に報告しなければならない。
- ⑤ モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく

漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

- ⑥ 学部等の長は、①の規定によるモニタリング及び監査の実施に協力するとともに、当該実施に必要な措置を講じなければならない。

第7章 重篤な有害事象への対応

21 重篤な有害事象への対応

① 重篤な有害事象への研究者等の対応

研究者等は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、別に定める「人を対象とする生命科学・医学系研究における重篤な有害事象の取扱いに関する標準業務手順書」（以下「重篤な有害事象手順書」という）に従い、研究対象者等への説明等、必要な措置を講ずるとともに、速やかに研究責任者に報告しなければならない。

② 重篤な有害事象への研究責任者の対応

(1) 研究責任者は、侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、研究計画書に重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき事項に関する手順を記載し、当該手順に従って適正かつ円滑に対応が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(2) 研究責任者は、研究に係る試料・情報の取得を研究協力機関に依頼した場合であって、研究対象者に重篤な有害事象が発生した場合には、速やかな報告を受けなければならない。

(3) 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、当該有害事象や研究の継続等について倫理審査委員会に意見を聴いた上で、その旨を学部等の長に報告するとともに、重篤な有害事象手順書に従い、適切な対応を図らなければならない。また、速やかに当該研究の実施に携わる研究者等に対して、当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。

(4) 研究代表者は、多機関共同研究で実施する侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに当該研究を実施する共同研究機関の研究責任者に対して、(3)の対応を含む当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。

(5) 研究責任者は、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものの実施において予測できない重篤な有害事象が発生し、当該研究との直接の因果関係が否定できない場合には、学部等の長に報告しなければならない。

③ 重篤な有害事象への学部等の長の対応

②(5)の報告を受けた学部等の長は、学長に報告し、その後速やかに、研究責任者を通じ②(2)及び(3)の規定による対応の状況及び結果を厚生労働大臣に報告し、公表しなければならない。

第8章 倫理審査委員会

22 倫理審査委員会の設置等については、別に定める。

第9章 個人情報等、試料及び死者の試料・情報に係る基本的責務

23 個人情報等の保護等

① 個人情報の取扱い

研究者等及び学部等の長は、個人情報の不適切な取得及び利用の禁止、正確性の確保等、安全管理措置、漏えい等の報告、開示等請求への対応などを含め、個人情報の取扱いに関して、国の指針及びガイドランス等の規定のほか、個人情報保護法その他関係法令及び日本大学個人情報取扱規程等の関連諸規程に規定される規律を遵守しなければならない。

② 試料の取扱い

研究者等及び学部等の長は、試料の取扱いに関して、本手順書及び国の指針の規定を遵守するほか、

個人情報保護法その他関係法令及び日本大学個人情報取扱規程等の関連諸規程に準じて、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

③ 死者の試料・情報の取扱い

研究者等及び学部等の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる情報に関しても、適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

24 個人情報等の適正な取得等

- ① 研究者等は、研究の実施に当たって、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。
- ② 研究者等は、原則としてあらかじめ研究対象者等から同意を受けている範囲を超えて、研究の実施に伴って取得された個人情報等を取り扱ってはならない。

25 個人情報管理者の設置

- ① 個人情報等について、特定の生存する個人又は死者を識別することができることとなる記述等（個人識別符号を含む）の全部又は一部を削除（当該記述等の全部又は一部を当該個人又は死者と関わりのない記述等に置き換えることを含む）する、いわゆる匿名化された情報から、必要な場合に研究対象者を識別することができるよう、当該研究対象者と匿名化の際に置き換えられた記述等とを照合することができるようにする表その他これに類するもの、いわゆる「対応表」を作成する研究においては、「個人情報管理者」を設置する。この場合の「個人情報管理者」は、研究責任者又は研究責任者が指名する研究分担者とし、研究計画書に明記する。
- ② ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（以下「ヒトゲノム指針」という）において実施を許可された研究について、軽微な修正の場合は、従前どおりヒトゲノム指針に基づいた申請となるが、その際、ヒトゲノム指針において個人情報管理者として設置された「医学部次長」を生命・医学系指針に基づき、研究責任者又は研究責任者が指名する研究分担者に変更する。

第10章 その他

26 本手順書の改訂

本手順書の改訂に当たっては、倫理審査委員会の議を経て、学部等の長が決定するものとする。

附 則

- 1 本手順書は、令和3年3月23日制定、令和4年3月10日及び令和5年3月27日一部改正の人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針並びに令和5年7月1日施行の日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程の施行に伴い、令和5年7月1日から施行する。
- 2 令和5年6月30日現在、実施中の研究については、個人情報保護関連法令及びガイドラインの規定が遵守される場合に限り、なお従前の例によることができる。